

調布市ソフトボール連盟規約

調布市ソフトボール連盟
制定平成30年1月

第1条 (名称)

この連盟は「調布市ソフトボール連盟」と称する。「公益社団法人調布市スポーツ協会」並びに「東京都ソフトボール協会」の組織に属している団体である。

第2条 (目的)

調布市に於けるソフトボールの普及と振興を図り、健康の維持増進に寄与する事を目的とする。

第3条 (事業)

前条の目的を達するため次の事業を行う。

- 1、登録チームによるソフトボール大会の主催及び後援。
- 2、調布市スポーツ協会事業への参加及び協力。
- 3、東京都ソフトボール協会が主催する大会への参加及び協賛。
- 4、研修会及び技術講習会等の開催。
- 5、その他、本連盟の目的達成に必要と認めた事業。

第4条 (役員)

連盟は下記の役員で構成する

会長1名、副会長1名、理事長1名、事務局長1名、支部長1名、審判部長1名の計6名で構成する。

第5条 (役員・理事の選出方法)

新役員・理事改選時のフロー図を参照(別紙)

1、会長の選出

- ①会長は役員会の推挙により理事会で決定する。
- ②会長は就任後、副会長及び会計監査人を委嘱する。
- ③顧問や相談役は必要に応じ会長が委嘱する事ができる。

2、理事の選出

- ①理事は役員会での推薦者・チーム代表者、公認審判員等の中から理事にふさわしいと認めた人を選出し本人の承諾を得て会長が委嘱する。
- ②理事は17名～20名を目途に選出する。
- ③改選・留任の場合も同様とする。

3、理事長及び役員の選出

- ①会長は理事会を招集し理事の紹介を行う。
- ②理事会に於いて理事長立候補者を募り承認後決定する。
- ③立候補者がいない場合は互選により選出する。

④新理事長は就任後議事進行にあたり、立候補者及び互選により事務局長、会計、支部長を選出する

⑤必要に応じ副理事長を任命する。

4、審判部長

審判部長は理事長が選出し、会長が委嘱する。

審判部長は幹事候補者を選出し、幹事会に於いて審判部組織を構成し決定する。その上審判部会に於いて了承を得る。

第6条（理事会）

理事会は理事長、理事（役員含む）をもって構成し、必要の都度理事長が招集し、議長の職にあたる。議事録は取ること。

定員の二分の一以上の出席又は委任を持って成立する。

1、理事会は次に掲げる事項を報告・検討する。

①大会要項及び内規の改廃に関すること。

②総会提案事項に関すること。

③大会運営に関すること。

④体協、審判部との情報交換、及び連絡調整に関すること。

⑤その他必要と認められた事項に関すること。

2、理事会での議決は、出席理事の過半数の同意を得て決定する。

第7条（任期）

役員・理事の任期は二年とし、再任は妨げない。

一月一日就任で二年後の十二月三十一日迄を任期期間とする。

任期途中より選任された役員・理事の任期は、残任期間とする。

尚、任期内の十二月末には委嘱・選出が完了しておく事とする。

第8条（総会）

総会は年一回、会長が招集し、議長の職にあたる。

1、臨時総会は、会長が必要と認めた時、又は会員の三分の一以上要求あった時にこれを招集する。

2.総会は登録チームの代表者及び監督1名をもって開催する、

3、総会は次に掲げる事項を報告する。

①役員・理事・会計監査人の承認に関すること。

②事業報告、及び決算報告に関すること。

③事業計画、及び収支予算に関すること。

④大会要項の改訂に関すること

⑤その他運営に係わる重要事項に関すること。

第9条（役員・理事の解任）

次の各号に該当するときは理事会に於いて、出席者の三分の二以上の

決議により役員・理事を解任することができる。

1、心身の障害により執行に支障をきたすと認められたとき。

2、連盟の信用を失墜すると思われる、言動や行為が認められた場合

第10条（審判部会）

審判部会は公認審判員によって構成し、審判部長が招集し開催

する。又、伝達講習会、技術講習会等には必ず審判員は参加する事。

第11条（運営費）

加盟チームの会費、大会参加費等で運営する。

第12条（会計）

連盟には会計担当を置く、年間の予算立案、収支決算書を作成し理事会の承認を得る。

会計年度は、毎年一月一日から十二月三十一日までとする。

第13条（個人情報の取り扱いについて）

当連盟は登録者の個人情報を取り扱う場合には、個人情報に関する法を守り、細心の注意を払った運営をする。

1、登録者からの同意を得て個人情報を提供する。

2、利用目的以外での利用は行わない。

3、公的機関からの要請及び人的被害、生命に危険性が及ぶとき以外は開示しない。

第14条（改廃）

規約で疑義が生じた場合は、別途協議する。

改廃は理事会定員の三分の二以上の同意と承認がなければならない。

制定・この規定は、平成三十年一月一日から施行する。

（改訂詳細）

1、役員・理事・審判部の選出方法を具体的な表現に追記した。（第5条）

2、役員・理事の解任についての条項追記（第9条）

3、総会・理事会・審判部会の条項を追記した。（第6、8、10条）

4、個人情報の取り扱いについての条項追記（第13条）

5、新役員・理事改選時のフロー図追記（令和3年10月）

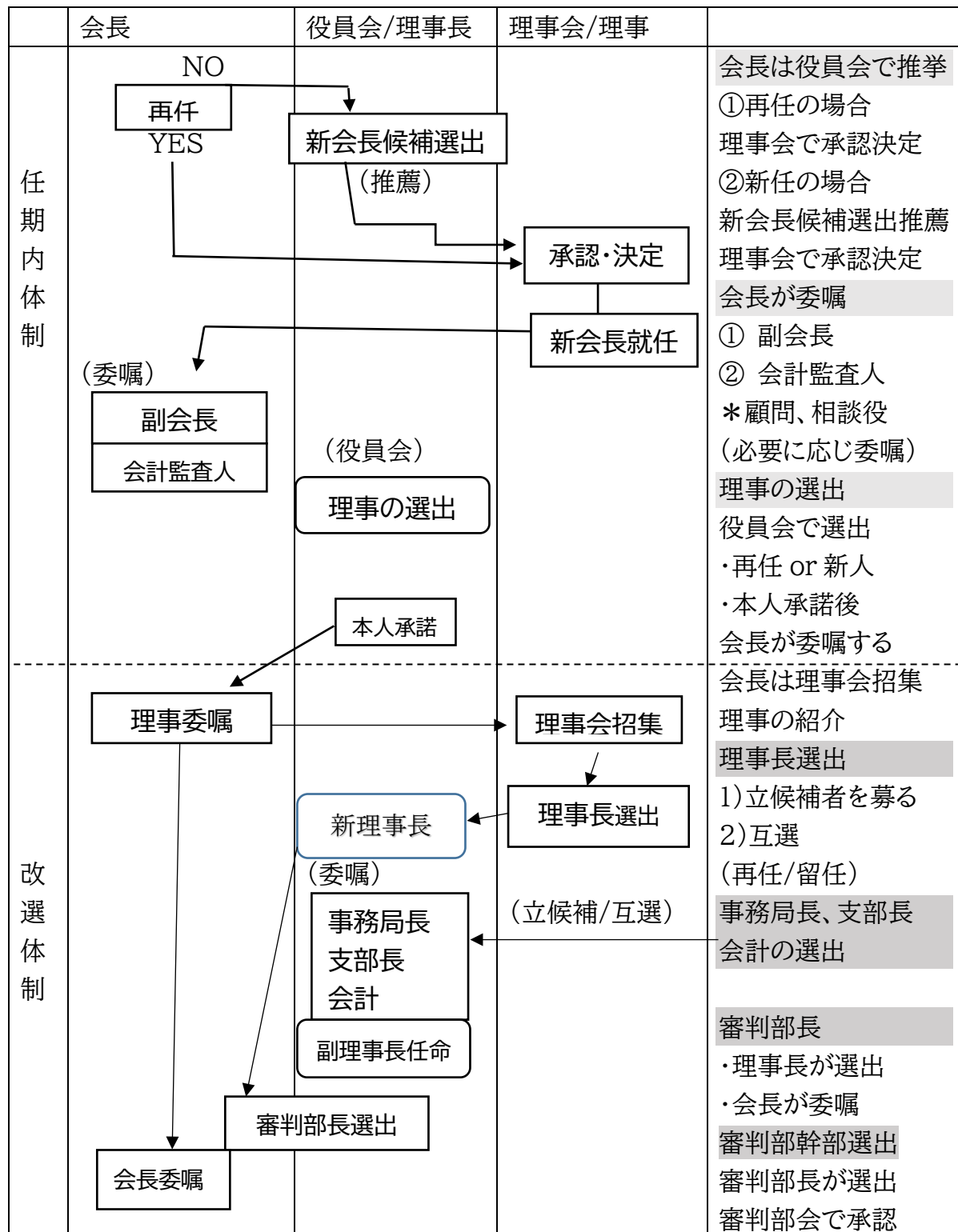
6、調布市体育協会を調布市スポーツ協会に名称変更

7、コンプライス規定、賞罰審査規定、罰則表を追加する（令和6年12月）

8、リスク（自然災害・傷害事故）発生時のフロー図追記（令和6年12月）

新役員・理事改選時のフロー図

令和 3 年 10.25 改訂



*役員・理事の任期は 2 年。再任は妨げないが上記フロー図は任期切れに伴う
新役員・理事の選出～決定までのプロセスとする。

コンプライアンス規定

第1条

基本的には東京都ソフトボール協会の「倫理規定」に基づく。連盟の役員、理事は行事を遂行する上で関係者の疑念や不信を招くような行為の防止を図り公正かつ誠実に履行しなければならない。

第2条

連盟運営スタッフ(理事・審判員)やチームの監督、コーチ、選手は暴力、暴言、侮辱発言、パワー・セクシャルハラスメントなどの行為を行ってはならない。

第3条

理事、経理担当は補助金、助成金等の適正な処理を実施し、目的外の流用や不正行為は行ってはならない。

賞罰審査規定

「表彰規定」

第1条

調布市スポーツ協会の表彰対象に該当するものについて役員会で審査し、既定の書式を用いて表彰申請を行う。

1、当連盟の発展に著しい功労のあった役員、理事(スポーツ協会功労者表彰)

2、上部公式大会に於いて3位以上の成績を収めた場合は体育奨励賞

を大会後一週間以内に申請する。(スポーツ協会表彰規定に基づく)

*添付資料としては表彰状のコピー、大会トーナメント成績表等)

第2条

連盟公式大会での表彰について

1、連盟は春季、夏季大会は競技別に表彰式で優勝、準優勝チームに表彰状並びに景品を授与する。

2、市民体育祭は調布市より優勝、準優勝チームに対し表彰状、出場選手に記念品が授与される。尚、優勝旗は3競技に授与、翌年大会前にはスポーツ協会に返却する。

「罰則規定」

第1条

連盟関係者(役員・理事・登録チームの監督、コーチ、選手)が下記の各号に該当する場合の罰則内容については役員会で調査及び審査し、理事会の承認を得て該当チーム、責任者、該当者に通告する。

- 1、連盟関係者としてふさわしくない言動(暴力、暴言等)があった場合
- 2、登録違反(不正登録、多重登録)や無資格者出場があった場合
- 3、大会に於いて度重なる無断棄権などがあった場合
- 4、規定やオフィシャル及びローカルルールを無視する行為がある場合

第2条

罰則、処分内容によっては調布市スポーツ協会を通じスポーツ振興課へ書面で報告する。

具体的な罰則

処分内容	通知・連絡		代表	監督	該当者	チーム
嚴重注意	違反行為に文書で注意し、反省文再発防止策を提出。		○	○	○	○
出場停止	文書で通知、一定期間大会の出場を停止させる。停止期間は軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。再発防止策提出	軽微 重度	○	○	○	○
登録取消 再登録禁止	文書での通知を以って、該当チーム及び本人の連盟登録を取り消すと共に再登録を禁止する。大きな被害が生じていたり、重大な違反行為に科す。			○	○	○

当事者間での解決を第一主義とした対処とし、必要に応じた事実調査、又、調査結果に対する当事者による認否及び弁明の機会の提供等を行う。

結果、上記の処分基準に基づき処分を行う。

リスク(自然災害・傷害事故等)発生時の処置フロー

◆自然災害の種類(地震・台風・落雷・天候不良)

◆傷害事故(怪我) ◆体調不良(熱中症他)

◆コロナ感染(陽性反応)

